

## 「地盤沈下の防止に関する細目協定」の改定に係る基本方針(案)の作成に関する意見

千葉県地質環境対策審議会は、「地盤沈下の防止に関する細目協定」の改定に係る基本方針(案)を作成するに当たり、県から意見を求められた。

九十九里地域の地盤沈下は、協定に基づく各種取組等により、長期的には沈静化の傾向にあるものの、一部地域では依然として沈下が継続している。

こうした状況から、引き続き、企業との協定により地盤沈下の防止に取り組むことは妥当と考えるが、地盤沈下の更なる抑制に向けた取組の検討においては、以下の事項に留意して行うこととされたい。

- 1 新協定における目標や取組を検討するに当たっては、地震による大津波や集中豪雨、台風による水害等の自然災害を意識し、県民の健康又は生活環境に係る被害の軽減に資するよう考慮する必要がある。
- 2 九十九里地域では、平成30年をはじめ、過去にも定常とは異なる地盤変動が広域で観測されており、同時期にスロー地震が発生していたとの報告もある。自然的要因による地盤変動については、想定される現象の時間スケールと発生間隔などを把握した上で適切な対応方法を選定し、かん水採取に伴う地盤沈下の評価をすることが適当である。
- 3 企業における地盤変動の観測・予測技術の進歩とデータに基づくかん水採取の実践的な管理により、短期的(1年程度の期間)には、地盤沈下量を年間2cm未満に抑制した上での操業が可能となっている。その一方で、長期的には、沈静化しつつも一定量の沈下が継続している。地盤沈下による被害の軽減に向けて、目標値をどのように設定するべきかを県において検討されたい。
- 4 新協定の締結及び運用に当たっては、かん水採取に伴う地盤沈下のリスクと地域の産業としてのベネフィットのバランスをとりながら、地元の意向にも配慮されたい。

令和2年9月1日

千葉県地質環境対策審議会  
会長 五明 美智男